

航空法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改正</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p>（技能証明等の要件）</p> <p>第四十三条 技能証明又は法第三十四条第一項の計器飛行証明若しくは同条第二項の操縦教育証明は、<u>自家用操縦士、二等航空士及び航空通信士の資格に係るものにあつては十七歳（自家用操縦士の資格のうち滑空機に係るものにあつては十六歳）、事業用操縦士、<u>准定期運送用操縦士</u>、一等航空士、航空機関士、一等航空運航整備士、二等航空運航整備士及び航空工場整備士の資格に係るものにあつては十八歳、二等航空整備士の資格に係るものにあつては十九歳、一等航空整備士の資格に係るものにあつては二十歳並びに定期運送用操縦士の資格に係るものにあつては二十一歳以上の者であつて、別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴を有する者でなければ受けることができない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第五十条 国土交通大臣は、国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者については、申請により、<u>学科試験（別表第三に掲げる国内航空法規に係るものを除く。）及び実地試験の全部又は一部を行わないで技能証明、技能証明の限定の変更、航空英語能力証明、計器飛行証明又は操縦教育証明を行うことができる。</u></p>	<p>（技能証明等の要件）</p> <p>第四十三条 技能証明又は法第三十四条第一項の計器飛行証明若しくは同条第二項の操縦教育証明は、<u>自家用操縦士、二等航空士及び航空通信士の資格に係るものにあつては十七歳（自家用操縦士の資格のうち滑空機に係るものにあつては十六歳）、事業用操縦士、一等航空士、航空機関士、一等航空運航整備士、二等航空運航整備士及び航空工場整備士の資格に係るものにあつては十八歳、二等航空整備士の資格に係るものにあつては十九歳、一等航空整備士の資格に係るものにあつては二十歳並びに定期運送用操縦士の資格に係るものにあつては二十一歳以上の者であつて、別表第二に掲げる飛行経歴その他の経歴を有する者でなければ受けることができない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>第五十条 国土交通大臣は、国際民間航空条約の締約国たる外国の政府が授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者については、申請により、<u>学科試験（別表第三に掲げる国内航空法規に係るものを除く。）及び実地試験の全部又は一部を行わないで技能証明、技能証明の限定の変更、航空英語能力証明又は計器飛行証明を行うことができる。</u></p>

2 国土交通大臣は、国際民間航空条約の締約国たる外国の政府であつて、第四十六条の規定による試験と同等又はそれ以上の試験を行うと国土交通大臣が認めるものが授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者については、申請により、試験の全部を行わないで技能証明、技能証明の限定の変更、航空英語能力証明、計器飛行証明又は操縦教育証明を行うことができる。

3 (略)

第五十条の二 独立行政法人航空大学校の課程を修了した者に対する航空通信士の資格についての技能証明若しくは航空英語能力証明に係る学科試験又は事業用操縦士、家用操縦士若しくは准定期運送用操縦士の資格についての技能証明、技能証明の限定の変更、計器飛行証明若しくは操縦教育証明に係る実地試験については、申請により、これを行わない。ただし、当該航空大学校の課程を修了した日から起算して一年を経過した場合は、この限りでない。

2 7 (略)

(航空従事者の養成施設の指定の申請)

第五十条の三 (略)

2 (略)

3 前項の教育規程は、次に掲げる事項を記載したものとする。

一 (略)

二 法第二十五条第一項、第二項及び第三項の限定、法第二十九条の二第

2 国土交通大臣は、国際民間航空条約の締約国たる外国の政府であつて、第四十六条の規定による試験と同等又はそれ以上の試験を行うと国土交通大臣が認めるものが授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者については、申請により、試験の全部を行わないで技能証明、技能証明の限定の変更、航空英語能力証明又は計器飛行証明を行うことができる。

3 (略)

第五十条の二 独立行政法人航空大学校の課程を修了した者に対する航空通信士の資格についての技能証明若しくは航空英語能力証明に係る学科試験又は事業用操縦士若しくは家用操縦士の資格についての技能証明、技能証明の限定の変更若しくは計器飛行証明に係る実地試験については、申請により、これを行わない。ただし、当該航空大学校の課程を修了した日から起算して一年を経過した場合は、この限りでない。

2 7 (略)

(航空従事者の養成施設の指定の申請)

第五十条の三 (略)

2 (略)

3 前項の教育規程は、次に掲げる事項を記載したものとする。

一 (略)

二 法第二十五条第一項、第二項及び第三項の限定、法第二十九条の二第

一項の変更に係る限定、法第三十三条第一項の航空英語能力証明、法第三十四条第一項の計器飛行証明、同条第二項の操縦教育証明又は別表第三の一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士、二等航空運航整備士及び航空工場整備士の資格についての技能証明に係る整備の基本技術の科目の別ごとに定める課程

三〇九 (略)

(航空従事者の養成施設の指定の基準)

第五十条の四 (略)

一 次に掲げる要件を備えた設置者が設置する要請施設であること。

イ 過去二年以内に指定航空従事者養成施設の修了証明書の発行、法第二十九条第一項(法第二十九条の二第二項、法第三十三条第三項又は法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の試験若しくは法第七十一条の三第一項の審査に関し不正な行為を行った者又は法に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者(以下この条において「欠格者」という。)でないこと。

ロ〇二 (略)

二 (略)

三 次に掲げる要件を備えた学科教官が必要な数以上置かれていること。

イ (略)

ロ 当該養成施設の課程に対応する技能証明、航空英語能力証明、計器飛行証明若しくは操縦教育証明を有する者又は当該養成施設の課程に

一項の変更に係る限定、法第三十三条第一項の航空英語能力証明、法第三十四条第一項の計器飛行証明又は別表第三の一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士、二等航空運航整備士及び航空工場整備士の資格についての技能証明に係る整備の基本技術の科目の別ごとに定める課程

三〇九 (略)

(航空従事者の養成施設の指定の基準)

第五十条の四 (略)

一 次に掲げる要件を備えた設置者が設置する要請施設であること。

イ 過去二年以内に指定航空従事者養成施設の修了証明書の発行若しくは法第二十九条第一項(法第二十九条の二第二項、法第三十三条第三項又は法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の試験に関し不正な行為を行った者又は法に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者(以下この条において「欠格者」という。)でないこと。

ロ〇二 (略)

二 (略)

三 次に掲げる要件を備えた学科教官が必要な数以上置かれていること。

イ (略)

ロ 当該養成施設の課程に対応する技能証明、航空英語能力証明、若しくは計器飛行証明を有する者又は当該養成施設の課程に係る学科に

係る学科に関する十分な知識及び能力を有し、当該学科に関する相当の実務の経験を有する者であること。

ハ (略)

四 (略)

五 次に掲げる要件を備えたことについて国土交通大臣が認定した技能審査員が必要な数以上置かれていること。

イ (略)

ロ (略)

ハ 当該養成施設の課程のうち、技能証明、計器飛行証明又は操縦教育証明についての課程に係る技能審査を行う場合にあつては、当該技能審査に必要な技能証明、計器飛行証明又は操縦教育証明を有する者であること。

ニ (略)

六 (略)

七 当該養成施設の教育の内容及び方法が次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 学科教育及び実技教育の科目並びにこれらの科目ごとの教育時間数が適切なものであること。

ロ 准定期運送用操縦士の資格についての技能証明に係る課程にあつては、当該課程に係る訓練生の技能の習得状況について段階的に評価を行い、その結果に応じて、イの科目ごとの教育時間数を超えて追加の教育を行うものであること。

八 (略)

る十分な知識及び能力を有し、当該学科に関する相当の実務の経験を有する者であること。

ハ (略)

四 (略)

五 次に掲げる要件を備えたことについて国土交通大臣が認定した技能審査員が必要な数以上置かれていること。

イ (略)

ロ (略)

ハ 当該養成施設の課程のうち、技能証明又は計器飛行証明についての課程に係る技能審査を行う場合にあつては、当該技能審査に必要な技能証明又は計器飛行証明を有する者であること。

ニ (略)

六 (略)

七 当該養成施設の課程に係る学科教育及び実技教育の科目並びにこれらの科目ごとの教育時間数が適切なものであること。

八 (略)

(指定航空従事者養成施設の教育規程の変更)

第五十条の十 指定を受けた者が第五十条の三第三項第七号に掲げる事項(准定期運送用操縦士の資格についての技能証明に係る課程に関するものに限る。)を変更しようとするときは、教育規程(変更に係る部分に限る。)

(二部及び教育規程変更申請書(第十九号の八様式)を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。)

2 前項の承認は、変更に係る事項が第五十条の四の基準に適合するかどうかを審査して行うものとする。

3 第一項の承認は、申請者に教育規程変更承認書(第十九号の九様式)を交付することによつて行う。

(修了証明書の交付の制限)

第五十条の十一 (略)

(技能審査員の認定の取消し)

第五十条の十二 (略)

第五十六条 次の表の上欄に掲げる資格についての技能証明を有する者が、同一の種類(滑空機にあつては等級)の航空機について、それぞれ同表の下欄に掲げる資格についての技能証明を受けたときは、前に有した技能証明の限定は、新たに受けた技能証明についても有効とする。

(新設)

(修了証明書の交付の制限)

第五十条の十一 (略)

(技能審査員の認定の取消し)

第五十条の十二 (略)

第五十六条 操縦者に係る資格を有する者が、同一の種類(滑空機にあつては等級)の航空機について、その上級の資格(法第二十四条の規定の順序による。)について技能証明を受けたときは、前に有した資格に係る限定は、新たにえた資格についても有効とする。

事業用操縦士	定期運送用操縦士
自家用操縦士	定期運送用操縦士 事業用操縦士
准定期運送用操縦士	定期運送用操縦士

(身体検査基準及び航空身体検査証明書)

第六十一条の二 法第三十一条第三項の国土交通省令で定める身体検査基準及び同条第二項の航空身体検査証明書は、次の表のとおりとする。

資格	身体検査基準	航空身体検査証明書
定期運送用操縦士 事業用操縦士 准定期運送用操縦士	第一種	第一種航空身体検査証明書
自家用操縦士 一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士	第二種	第二種航空身体検査証明書

2 5 6 (略)

(航空身体検査証明の有効期間)

第六十一条の三 法第三十二条の国土交通省令で定める航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明に係る航空身体検査証明書の交付の日

より起算日とする。ただし、航空身体検査証明に係る航空身体検査証明書を交付する日とする。

(身体検査基準及び航空身体検査証明書)

第六十一条の二 法第三十一条第三項の国土交通省令で定める身体検査基準及び同条第二項の航空身体検査証明書は、次の表のとおりとする。

資格	身体検査基準	航空身体検査証明書
定期運送用操縦士 事業用操縦士 一等航空士 航空機関士	第一種	第一種航空身体検査証明書
自家用操縦士 二等航空士 航空通信士	第二種	第二種航空身体検査証明書

2 5 6 (略)

(航空身体検査証明の有効期間の起算日)

第六十一条の三 航空身体検査証明の有効期間の起算日は、当該航空身体検査証明に係る航空身体検査証明書を交付する日とする。

ただし、航空身体検査証明に係る航空身体検査証明書を交付する日とする。

(以下この項において「交付日」という。) から起算して、次の表の上欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過する日までの期間とする。ただし、航空身体検査証明の有効期間が満了する日の四十五日前から当該期間が満了する日までの間に新たに航空身体検査証明書を交付する場合は、その交付日から、当該期間が満了する日の翌日から起算して、同表の上欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過する日までの期間とする。

自家用操縦士	技能証明の資格		区分	期間
	定期運送用操縦士	事業用操縦士		
交付日における年齢が四十歳未満	旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う場合	交付日における年齢が四十歳未満	一年	五年又は交付日
	航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合(前項の場合を除く。)	交付日における年齢が六十歳未満	六月	
その他の場合		交付日における年齢が六十歳以上	一年	

検査証明の有効期間が満了する日の四十五日前から当該期間が満了する日までの間に新たに航空身体検査証明書を交付する場合は、当該期間が満了する日の翌日とする。



縦士 一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士	に供する航空機に 乗り組んでその操 縦を行う場合		齢が六十歳未満	
	その他の場合	交付日における年 齢が六十歳以上	六月	
	一年	一年		

2| 航空身体検査証明の有効期間が満了する日前に新たに航空身体検査証明書の交付を受け、これを受領したときは、当該期間は、満了したものとみなす。

3| 国土交通大臣又は指定航空身体検査医は、身体検査の結果、第一項の期間を経過する前に身体検査基準に適合しなくなるおそれがあると認める者については、当該者の航空身体検査証明の有効期間を短縮することができる。

第六十四条の二 国土交通大臣は、航空機の操縦の教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、操縦教育証明に、操縦の教育を行うについて必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(計器飛行等の練習)

第六十九条の三 第六十九条の規定は、法第三十五条の二第一項第三号の指

(新設)

(新設)

(新設)

(計器飛行等の練習)

第六十九条の三 第六十九条の規定は、法第三十五条の二第一項第三号の指

定について準用する。この場合において、第六十九条中「操縦練習監督者指定書（第二十七号の二様式）」とあるのは「計器飛行等練習監督者指定書（第二十七号の三様式）」と読み替えるものとする。

（技能証明書等の返納）

第七十二条 次の各号に掲げる技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を所有し、又は保管する者は、十日以内に、その事由を記載した書類を添えて、これを国土交通大臣に返納しなければならない。

一 （略）

二 同一種類の上級の資格に係る技能証明書の交付を受けたとき（第五十六条の表の上欄に掲げる資格についての技能証明を有する者にあつては、同一の種類（滑空機にあつては等級）の航空機について、それぞれ同表の下欄に掲げる資格に係る技能証明書の交付を受けたとき）は、現に有する資格のもの

三 第六十一条の三第二項の規定により航空身体検査証明の有効期間が満了したものとみなされたとき（当該期間が満了する日前に新たに受けた航空身体検査証明に、従前の航空身体検査証明に付されていなかった条件又は付されていたものと異なる条件が第六十一条の二第五項の規定により付されたときに限る。）は、従前の航空身体検査証明に係るもの

四 （略）

五 （略）

定について準用する。この場合において、同条中「操縦練習監督者指定書（第二十七号の二様式）」とあるのは「計器飛行等練習監督者指定書（第二十七号の三様式）」と読み替えるものとする。

（技能証明書等の返納）

第七十二条 次の各号に掲げる技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を所有し、又は保管する者は、十日以内に、その事由を記載した書類を添えて、これを国土交通大臣に返納しなければならない。

一 （略）

二 同一種類の上級の資格に係る技能証明書の交付を受けたときは、現に有する資格のもの

（新設）

三 （略）

四 （略）

(無効の告示)

第七十四条 国土交通大臣は、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書について第二百三十八条の失った旨の届け出があつたとき、第七十一条の再交付の申請（失つたことによるものに限る。）があつたとき又は第七十二条第一項（**第四号**を除く。）の規定により返納しなければならぬ場合に返納されなかつたときは、その無効であることを告示する。

(最近の飛行経験)

第五十八条 (略)

2 夜間における離陸又は着陸を含む前項の運航に従事しようとする場合は、同項の飛行経験のうち、少なくとも一回は夜間において行われたものでなければならぬ。ただし、同項の運航が次の各号のいずれにも該当するときは、この限りでない。

一 前項の当該航空運送事業の用に供する航空機について定期運送用操縦士若しくは准定期運送用操縦士の資格に係る技能証明（当該技能証明について限定をされた航空機の種類が飛行機であるものに限る。）又は法第三十四条第一項の計器飛行証明を有する者が行うものであること。

二・三 (略)

3 (略)

(法第七十一条の三第一項の国土交通省令で定める期間)

第六十二条の三 法第七十一条の三第一項の国土交通省令で定める期間は

(無効の告示)

第七十四条 国土交通大臣は、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書について第二百三十八条の失った旨の届け出があつたとき、第七十一条の再交付の申請（失つたことによるものに限る。）があつたとき又は第七十二条第一項（**第三号**を除く。）の規定により返納しなければならぬ場合に返納されなかつた時は、その無効であることを告示する。

(最近の飛行経験)

第五十八条 (略)

2 夜間における離陸又は着陸を含む前項の運航に従事しようとする場合は、同項の飛行経験のうち、少なくとも一回は夜間において行われたものでなければならぬ。ただし、同項の運航が次の各号のいずれにも該当するときは、この限りでない。

一 前項の当該航空運送事業の用に供する航空機について定期運送用操縦士の資格に係る技能証明（当該技能証明について限定をされた航空機の種類が飛行機であるものに限る。）又は法第三十四条第一項の計器飛行証明を有する者が行うものであること。

二・三 (略)

3 (略)

(新設)

、二年とする。

2 法第七十一条の三第一項の審査に合格し、又は同条第二項の確認を受けたことにより、同条第一項各号に掲げる行為（次条において「操縦等」という。）を行うことができる期間（以下この項及び第百六十二条の第十五第一項第三号において「操縦等可能期間」という。）が満了する日の四十五日前から当該操縦等可能期間が満了する日までの間に、新たに法第七十一条の三第一項の審査に合格し、又は同条第二項の確認を受けた場合は、前項の期間は、同項の規定にかかわらず、二年に、当該審査に合格し、又は当該確認を受けた日から当該操縦等可能期間が満了する日の前日までの日数を加えた期間とする。

（法第七十一条の三第二項の国土交通省令で定める方法）

第百六十二条の四 法第七十一条の三第二項の国土交通省令で定める方法は、次のいずれかに該当する方法とする。

- 一 操縦等を行うとする航空機と同じ種類の航空機について、操縦技能証明又はその限定の変更を受けること。
- 二 操縦等を行うとする航空機と同じ種類の航空機について、本邦航空運送事業者が運航規程に基づき行う第二百十四条の表第一号ホの技能審査を受け、これに合格すること。

（法第七十一条の三第二項の許可の申請）

第百六十二条の五 法第七十一条の三第二項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない

（新設）

（新設）

い。

- 一 氏名及び住所
- 二 航空機の種類、等級及び型式並びに航空機の国籍及び登録記号
- 三 飛行計画の概要（飛行の目的、日時及び経路を明記すること。）
- 四 操縦者の氏名及び資格
- 五 同乗者の氏名及び同乗の目的
- 六 その他参考となる事項

（操縦技能審査員）

第百六十二条の六 法第七十一条の三第一項の認定を申請しようとする者は、操縦技能審査員認定申請書（第二十八号の五様式）に、次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 写真二葉
- 二 戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し（技能証明を有しない場合に限る。）
- 三 次条に規定する認定の基準に適合していることを証する書類

第百六十二条の七 法第七十一条の三第一項の認定は、当該認定を受けようとする者が行おうとする同項の審査に係る航空機の種類ごとに次に掲げる基準に適合する者について行う。

- 一 法第七十一条の三第四項の規定により、同条第一項の規定による認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。
- 二 過去二年以内に法第二十九条第一項（法第二十九条の二第二項、法第

（新設）

（新設）

三十三条第三項又は法第三十四条第三項において準用する場合を含む。

〔の試験又は法第七十一条の三第一項の審査に関し不正な行為を行つた者でないこと。〕

三 法に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者でないこと。

四 法第七十一条の三第一項の審査に係る航空機と同じ種類の航空機を機長として操縦することができ技能証明を有していること又は当該技能証明を有している者と同等以上と認められる技能を有していること。

五 前号に掲げるもののほか、法第七十一条の三第一項の審査を行うのに必要な経験及び能力を有していること。

六 法第七十一条の三第一項の審査を行うのに必要な知識に関して国土交通大臣が行う講習を修了したこと又は同項の審査について当該講習を修了した者と同等以上と認められる知識を有していること。

第六百六十二条の八 国土交通大臣は、法第七十一条の三第一項の認定をした

ときは、操縦技能審査員に、その身分を示す証券（第二十八号の六様式。

以下「操縦技能審査員の証」という。）を交付する。

2 操縦技能審査員が、業務に従事するときは、前項の操縦技能審査員の証を携帯しなければならない。

第六百六十二条の九 操縦技能審査員が、操縦技能審査員の証を失い、破り、

汚し、又は氏名若しくは住所を変更したため再交付を申請しようとするときは、再交付申請書（第二十八号の七様式）に写真二葉及び操縦技能審査

（新設）

（新設）

員の証（失つた場合を除く。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

第六十二條の十 操縦技能審査員は、法第七十一條の三第一項の認定を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して二年を経過すること、その二年の期間ごとに一回、定期的に、同項の審査を行うのに必要な知識の維持を図るため国土交通大臣が行う講習を受けなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の審査の適正な実施上当該講習を受ける必要がないと認める場合は、この限りでない。

第六十二條の十一 法第七十一條の三第一項の認定は、操縦技能審査員が前條の期間ごとに同條の講習を受けなかつたとき（同條ただし書の場合を除く。）は、当該期間の末日に効力を失う。

第六十二條の十二 操縦技能審査員が法第七十一條の三第四項の規定によりその認定の取消しを受けたとき、前條の規定によりその認定が失効したとき又は再交付を受けた後失つた操縦技能審査員の証が発見されたときは、その証を所有し、又は保管する者は、遅滞なく、その事由を記載した書類を添えて、これを国土交通大臣に返納しなければならない。

（特定操縦技能の審査）

第六十二條の十三 法第七十一條の三第一項の審査を受けようとする者は、特定操縦技能審査申請書（第二十八號の八様式）に次に掲げる書類を添

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

えて、操縦技能審査員に提出しなければならない。

- 一 技能証明書の写し
- 二 航空身体検査証明書の写し（次条第三項の規定により、実技審査の全部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行う場合を除く。）
- 三 総飛行時間を証する書類

第六十二条の十四 法第七十一条の三第一項の審査は、航空機の種類ごとに、通常の離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止、異常時及び緊急時の操作その他の同項の審査を行うのに必要な事項について行うものとする。

- 2 前項の審査は、口述審査及び実技審査により行うものとする。
- 3 前項の実技審査は、その全部又は一部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行うことができる。

第六十二条の十五 操縦技能審査員は、法第七十一条の三第一項の審査を行ったときは、当該審査を受けた者の技能証明書（特定操縦技能審査等関係に限る。）に次に掲げる事項を記入しなければならない。

- 一 審査を行った日
- 二 合格又は不合格の別
- 三 操縦等可能期間の満了する日（合格とした場合に限る。）
- 四 操縦技能審査員の氏名
- 五 操縦技能審査員の認定番号

2 操縦技能審査員は、前項の記入を行ったときは、速やかに、当該審査を

（新設）

（新設）

受けた者の特定操縦技能審査申請書の写し及び技能証明書の写しに参考となるべき書類を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

第百六十二条の十六 法第七十一条の三第一項の審査を受け、これに合格し

なかつた者は、速やかに、その技能証明書を国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、当該者が当該審査に引き続き法第七十一条の四第一項の操縦の練習を予定している場合にあつては、この限りでない。

2 前項の規定により技能証明書の提出を受けた国土交通大臣は、その提出者であつて、法第七十一条の四第一項の操縦の練習を予定しているものから返還の請求があつたときは、直ちに当該技能証明書を返還しなければならない。

3 第一項ただし書の規定により技能証明書を提出しなかつた者又は前項の規定による技能証明書の返還を受けた者は、法第七十一条の四第一項の操縦の練習の予定がなくなり、又は当該予定を終えたとき（当該予定に係る期間内に、法第七十一条の三第一項の審査に合格した場合を除く。）は、速やかに、その技能証明書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（特定操縦技能練習）

第百六十二条の十七 第六十九条の規定は、法第七十一条の四第一項の指定について準用する。この場合において、第六十九条中「操縦練習監督者指定書（第二十七号の二様式）」とあるのは「特定操縦技能練習監督者指定書（第二十八号の九様式）」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

第六百六十二条の十八 第六十九条の二第一項及び第二項の規定は、法第七十一条の四第一項の操縦の練習の監督を行う者（以下「特定操縦技能練習の監督者」という。）について準用する。この場合において、第六十九条の二第一項中「法第三十五条第一項各号の操縦の練習」とあるのは「法第七十一条の四第一項の操縦の練習」と、第六十九条の二第一項及び第二項中「操縦練習」とあるのは「特定操縦技能練習」と読み替えるものとする。

（運航管理者の養成施設）

第七十一条の三 第五十条の三、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の六第一項、第五十条の七、第五十条の八第二項、第五十条の十一及び第五十条の十二の規定は、法第七十八条第四項において準用する法第二十九条第四項の規定による運航管理者の養成施設について準用する。この場合において、第五十条の三第一項中「航空従事者養成施設指定申請書（第十九号の四様式）」とあるのは「運航管理者養成施設指定申請書（第二十九号の二様式）」と、同条第三項第二号中「法第二十五条第一項、第二項及び第三項の限定、法第二十九条の二第一項の変更に係る限定、法第三十三条第一項の航空英語能力証明、法第三十四条第一項の計器飛行証明、同条第二項の操縦教育証明又は別表第三の一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士、二等航空運航整備士及び航空工場整備士の資格についての技能証明に係る整備の基本技術の科目の別ごとに定める課程」とあるのは「法第七十八条第一項の運航管理者技能検定に係る課程」と、第五十条の四第一号イ中「法第二十九条第一項（法第二十九条の二第二項、

（新設）

（運航管理者の養成施設）

第七十一条の三 第五十条の三、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の六第一項、第五十条の七、第五十条の八第二項、第五十条の十及び第五十条の十一の規定は、法第七十八条第四項において準用する法第二十九条第四項の規定による運航管理者の養成施設について準用する。この場合において、第五十条の三第一項中「航空従事者養成施設指定申請書（第十九号の四様式）」とあるのは「運航管理者養成施設指定申請書（第十九号の二様式）」と、同条第三項第二号中「法第二十五条第一項、第二項及び第三項の限定、法第二十九条の二第一項の変更に係る限定、法第三十三条第一項の航空英語能力証明、法第三十四条第一項の計器飛行証明又は別表第三の一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士、二等航空運航整備士及び航空工場整備士の資格についての技能証明に係る整備の基本技術の科目の別ごとに定める課程」とあるのは「法第七十八条第一項の運航管理者技能検定に係る課程」と、第五十条の四第一号イ中「法第二十九

法第三十三條第三項又は法第三十四條第三項において準用する場合を含む。  
 )の試験若しくは法第七十一條の第三項の審査」とあるのは「若しくは法第七十八條第四項において準用する法第二十九條第一項の試験」と、第五十條の六第一項中「法第二十九條第四項」とあるのは「法第七十八條第四項において準用する法第二十九條第四項」と、第五十條の七中「航空従事者養成施設指定書（第十九號の五様式）」とあるのは「運輸管理者養成施設指定書（第二十九號の三様式）」と、第五十條の八第二項中「前項」とあるのは「技能審査員」と、第五十條の十一中「第五十條の二第五項」とあるのは「第百六十八條第一項第六号」と、「第五十條の二第三項及び第四項」とあるのは「第百七十條の六」と読み替えるものとする。

(届出)

第二百三十八條 次の表の上欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる場合に該当することとなつたときには、遅滞なく(耐空検査員又は操縦技能審査員が耐空検査員の証又は操縦技能審査員の証を失つた場合)にあつては十日以内に、航空従事者又は操縦練習生が技能証明書若しくは航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を失つた場合)にあつては三十日以内に、航空保安無線施設又は航空灯火の設置者が当該施設の運用時間を変更しようとする場合)にあつてはその十日前までに)、同表下欄に掲げる事項、氏名又は名称、住所その他必要な事項を付記してその旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

一 (略)	届出義務者	届出を行う場合	付記事項
(略)	(略)	(略)	(略)

四條第三項において準用する場合を含む。)の試験」とあるのは「法第七十八條第四項において準用する法第二十九條第一項の試験」と、第五十條の六第一項中「法第二十九條第四項」とあるのは「法第七十八條第四項において準用する法第二十九條第四項」と、第五十條の七中「航空従事者養成施設指定書（第十九號の五様式）」とあるのは「運輸管理者養成施設指定書（第二十九號の三様式）」と、第五十條の八第二項中「前項」とあるのは「技能審査員」と、第五十條の十中「第五十條の二第五項」とあるのは「第百六十八條第一項第六号」と、「第五十條の二第三項及び第四項」とあるのは「第百七十條の六」と読み替えるものとする。

(届出)

第二百三十八條 次の表の上欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる場合に該当することとなつたときには、遅滞なく(耐空検査員が耐空検査員の証を失つた場合)にあつては十日以内に、航空従事者又は操縦練習生が技能証明書若しくは航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を失つた場合)にあつては三十日以内に、航空保安無線施設又は航空灯火の設置者が当該施設の運用時間を変更しようとする場合)にあつてはその十日前までに)、同表下欄に掲げる事項、氏名又は名称、住所その他必要な事項を付記してその旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

一 (略)	届出義務者	届出を行う場合	付記事項
(略)	(略)	(略)	(略)

二の二〇九 (略)	二 指定航空従事者養成施設又は法第七十八条第四項において準用する法第二十九条第四項の規定による運航管理者の養成施設の設置者	教育規程を変更した場合(当該変更について第五十条の十第一項の規定による承認を受けた場合を除く。)	(略)
十 操縦技能審査員	操縦技能審査員の証を失った場合(十日以内に第六十二条の九の規定により再交付を申請する場合を除く。)	失った事由及び日時	(略)
十一 (略)	(略)	(略)	(略)
十二 (略)	(略)	(略)	(略)

(模擬飛行装置等の認定)

第二百三十八条の二 第二百五十八条第三項に規定する模擬飛行装置並びに第五百九条第二項、第六十条第二項、第六十一条第二項、第六十二条の十四第三項、第六十四条第三項(第六十四条の二第二項、第六十四条の三及び第六十四条の六第二項において準用する場合を含む。)、第六十四条の十第四項(第六十四条の十一第二項及び第六十四条

二の二〇九 (略)	二 指定航空従事者養成施設又は法第七十八条第四項において準用する法第二十九条第四項の規定による運航管理者の養成施設の設置者	教育規程を変更した場合	(略)
十一 (略)	(略)	(略)	(略)
十二 (略)	(略)	(略)	(略)

(模擬飛行装置等の認定)

第二百三十八条の二 第二百五十八条第三項に規定する模擬飛行装置並びに第五百九条第二項、第六十条第二項、第六十一条第二項、第六十二条の六第二項において準用する場合を含む。)、第六十四条の十第四項(第六十四条の十一第二項及び第六十四条の十二第二項において準用す

の十二第二項において準用する場合を含む。)及び別表第二に規定する模擬飛行装置及び飛行訓練装置は、国土交通大臣の認定を受けたものでなければならぬ。

(職権の委任)

第二百四十条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一 二十四の三 (略)

二十四の四 法第七十一条の三第一項の規定による認定

二十四の五 法第七十一条の三第二項の規定による許可

二十四の六 法第七十一条の三第四項の規定による権限

二十四の七 法第七十一条の四第一項の規定による指定

二十四の八 二十四の十 (略)

二十五 六十 (略)

六十の二 第六百六十二条の八第一項の規定による交付

六十の三 第六百六十二条の九の規定による再交付

六十の四 第六百六十二条の十二の規定による返納の受理

六十の五 第六百六十二条の十五第二項の規定による提出の受理

六十の六 第六百六十二条の十六第一項の規定による提出の受理

六十の七 第六百六十二条の十六第二項の規定による返還

六十の八 第六百六十二条の十六第三項の規定による提出の受理

六十の九 (略)

六十一 六十四 (略)

る場合を含む。)及び別表第二に規定する模擬飛行装置及び飛行訓練装置は、国土交通大臣の認定を受けたものでなければならぬ。

(職権の委任)

第二百四十条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一 二十四の三 (略)

二十四の四 二十四の六 (略)

二十五 六十 (略)

六十の二 (略)

六十一 六十四 (略)

六十五 第二百三十八条の規定による届出の受理（同条の表五の項に係る届出の受理（公共用ヘリポート及び非公共用飛行場に係るものに限る。））、同表六の項に係る届出の受理（公共用ヘリポートの航空保安施設及び非公共用航空保安施設に係るものに限る。）、同表七の項に係る届出の受理、同表八の項に係る届出の受理（公共用ヘリポートの航空保安施設及び非公共用航空保安施設に係るものに限る。）、同表九の項に係る届出の受理、同表十の項に係る届出の受理、同表十一の項に係る届出の受理（特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者に係るものに限る。）及び同表十二の項に係る届出の受理（特定本邦航空運送事業者に係るものを除く。）に限る。）

2  
(略)

第二百四十二条 次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

<p>一 第二百四十条第一項第一号、第三号、第三号の二、第五号から第六号の三まで、第九号から第十九号まで、第二十一号から第二十四号まで、第四十四号から第四十六号まで、第五十三号、第五十四号、第五十六号及び第六十号の権限並びに同項第六十五号の権</p>	<p>当該事業場、空港等、航空保安施設又は物件の所在地を管轄区域とする地方航空局長</p>
---	---

六十五 第二百三十八条の規定による届出の受理（同条の表五の項に係る届出の受理（公共用ヘリポート及び非公共用飛行場に係るものに限る。））、同表六の項に係る届出の受理（公共用ヘリポートの航空保安施設及び非公共用航空保安施設に係るものに限る。）、同表七の項に係る届出の受理、同表八の項に係る届出の受理（公共用ヘリポートの航空保安施設及び非公共用航空保安施設に係るものに限る。）、同表九の項に係る届出の受理、同表十の項に係る届出の受理（特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者に係るものに限る。）及び同表十一の項に係る届出の受理（特定本邦航空運送事業者に係るものを除く。）に限る。）

2  
(略)

第二百四十二条 次の表の上欄に掲げる権限は、同表の下欄に掲げる地方航空局長、空港事務所長又は空港出張所長が行う。

<p>一 第二百四十条第一項第一号、第三号、第三号の二、第五号から第六号の三まで、第九号から第十九号まで、第二十一号から第二十四号まで、第四十四号から第四十六号まで、第五十三号、第五十四号、第五十六号及び第六十号の権限並びに同項第六十五号の権</p>	<p>当該事業場、空港等、航空保安施設又は物件の所在地を管轄区域とする地方航空局長</p>
---	---

<p>限（第二百三十八条の表十の項、<u>十一の項及び十二の項</u>に係る届出の受理に係るものを除く。）</p>	<p>二 第二百四十条第一項第二号、第四号及び第七号の権限、同項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものを除く。）、同項第二十四号の三及び第二十四号の五の権限、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものに限る。）、同項第二十六号の権限、同項第二十七号の権限（航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、</p>
	<p>当該許可を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする地方航空局長</p>
<p>限（第二百三十八条の表十の項及び<u>十一の項</u>に係る届出の受理に係るものを除く。）</p>	<p>二 第二百四十条第一項第二号、第四号及び第七号の権限、同項第二十四号の二の権限（無線電話及び航空交通管制用自動応答装置に係るものを除く。）、同項第二十四号の三の権限、同項第二十五号の権限（航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び船舶又は構築物において離陸し、又は着陸しようとする回転翼航空機に係るものに限る。）、同項第二十六号の権限、同項第二十七号の権限（航空運送事業の用に供する航空機、計器飛行方式により、又は夜間において飛行しようとする航空機及び物件を機体の外に装着し、つり下げ、又は曳航</p>
	<p>当該許可を必要とする行為を行おうとする場所を管轄区域とする地方航空局長</p>

<p>三 第二百四十条第一項第二十</p>	<p>つり下げ、又は曳航して運送しようとする回転翼航空機に係るものに限る。）、同項第二十八号及び第三十号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行おうとする航空機に係るものを除く。）、同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行おうとする航空機に係るものを除く。）、同項第三十六号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行おうとする者に係るものを除く。）並びに同項第四十号及び第六十四号の権限</p>
<p>当該事業を経営しようとする者又は当</p>	
<p>三 第二百四十条第一項第二十</p>	<p>して運送しようとする回転翼航空機に係るものに限る。）、同項第二十八号及び第三十号の権限、同項第三十一号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の試験をする飛行を行おうとする航空機に係るものを除く。）、同項第三十二号の権限（管制圏内において、有視界飛行方式により、かつ、昼間において航空機の操縦の練習のための飛行を行おうとする航空機に係るものを除く。）、同項第三十六号の権限（管制圏及びこれに接続する進入管制区内の特別管制空域並びに情報圏に係る行為を行おうとする者に係るものを除く。）並びに同項第四十号及び第六十四号の権限</p>
<p>当該事業を経営しようとする者又は当</p>	

<p>四号の八から第二十四号の十までの権限、同項第三十七号の権限（同号才に係るものを除く。）、同項第三十七号の二から第三十七号の十まで、第三十八号、第三十九号及び第六十号の九の権限、同項第六十四号の二の権限（同号二に係るものを除く。）並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十一の項及び十二の項に係る届出の受理に係るものに限る。）</p>	<p>該事業を經營する者の住所を管轄区域とする地方航空局長</p>
<p>四 第二百四十条第一項第三号の三、第八号の二、第八号の三、第二十四号の四、第二十四号の六、第二十四号の七、第二十七号の三、第四十九号から第五十二号の三まで、第五十九号、第六十号の二から第六十号の八まで及び第六十一号から第六十三号までの権限並びに同項第六十五号の権</p>	<p>当該指定、当該認定、当該許可、当該証明、当該証明の限定の変更若しくは当該検定を受けようとする者、当該型式証明等、当該認定若しくは当該審査を受けた者又は当該航空機の所有者の住所を管轄区域とする地方航空局長</p>
<p>四号の四から第二十四号の六までの権限、同項第三十七号の権限（同号才に係るものを除く。）、同項第三十七号の二から第三十七号の十まで、第三十八号、第三十九号及び第六十号の二の権限、同項第六十四号の二の権限（同号二に係るものを除く。）並びに同項第六十五号の権限（第二百三十八条の表十の項及び十一の項に係る届出の受理に係るものに限る。）</p>	<p>該事業を經營する者の住所を管轄区域とする地方航空局長</p>
<p>四 第二百四十条第一項第三号の三、第八号の二、第八号の三、第二十七号の三、第四十九号から第五十二号の三まで、第五十九号及び第六十一号から第六十三号までの権限</p>	<p>当該指定、当該許可、当該証明若しくは当該証明の限定の変更を受けようとする者、当該型式証明等を受けた者又は当該航空機の所有者の住所を管轄区域とする地方航空局長</p>

<p>限(第二百三十八条の表十の項に係る届出の受理に係るものに限る。)</p>	
<p>五〇十一 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2〇4 (略)</p>	
<p>(申請等の經由)</p>	
<p>第二百四十三条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に申請、報告、通知、通報又は届出(以下「申請等」という。)をしようとする者は、次表に定める空港事務所長又は空港出張所長を經由して行うことができる。</p>	
<p>一〇四 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>五 法第百条第二項、法第百二条第一項、法第百三条の二第一項及び第五項、法第百四条第一項、法第百五条第一項及び第三項、法第百六条第一項、法第百七条の二、法第百九条第一項、第三項及び第四項、法第百十一条の四、法第百十三条の二第一項、法第百十四条第一項、法第百十五条第一項並びに法第百十六条第二</p>	<p>当該事業を經營しようとし又は經營する者の住所を管轄区域とする空港事務所長</p>

<p>五〇十一 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2〇4 (略)</p>	
<p>別表第二(第四十二条、第四十三条関係)</p>	
<p>一〇四 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>五 法第百条第二項、法第百二条第一項、法第百三条の二第一項及び第五項、法第百四条第一項、法第百五条第一項及び第三項、法第百六条第一項、法第百七条の二、法第百九条第一項、第三項及び第四項、法第百十一条の四、法第百十三条の二第一項、法第百十四条第一項、法第百十五条第一項並びに法第百十六条第二</p>	<p>当該事業を經營しようとし又は經營する者の住所を管轄区域とする空港事務所長</p>

<p>項並びにこれらの規定に係るこの省令の規定による申請等（特定本邦航空運送事業者に係るものを除く。）並びに法第二百二十三条第二項及び法第二百二十四条並びにこれらの規定に係るこの省令の規定並びに第二百三十八条の表十二の項の規定による申請等</p>	
---	--

2  
2  
4  
(略)

別表第二（第四十二条、第四十三条関係）

<p>資格又は証明</p>	<p>飛行経歴その他の経歴</p>
<p>定期運送用操縦士</p>	<p>一 飛行機について技能証明を受けようとする場合 飛行機による次に掲げる飛行を含む千五百時間（模擬飛行装置又は飛行訓練装置を国土交通大臣の指定する方式により操作した時間（以下「模擬飛行時間」という。）を有するときは、当該時間（百時間を限度とする。ただし、飛行訓練装置に係る時間にあつては、二十五時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行時間（操縦者として航空機の運航を行った時間をいう。以下同じ。）（飛行機について操縦者の資格を有するときは</p>

<p>項並びにこれらの規定に係るこの省令の規定による申請等（特定本邦航空運送事業者に係るものを除く。）並びに法第二百二十三条第二項及び法第二百二十四条並びにこれらの規定に係るこの省令の規定並びに第二百三十八条の表十一の項の規定による申請等</p>	
---	--

2  
2  
4  
(略)

別表第二（第四十二条、第四十三条関係）

<p>資格又は証明</p>	<p>飛行経歴その他の経歴</p>
<p>定期運送用操縦士</p>	<p>一 飛行機について技能証明を受けようとする場合 飛行機による次に掲げる飛行を含む千五百時間（模擬飛行装置又は飛行訓練装置を国土交通大臣の指定する方式により操作した時間（以下「模擬飛行時間」という。）を有するときは、当該時間（百時間を限度とする。ただし、飛行訓練装置に係る時間にあつては、二十五時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行時間（操縦者として航空機の運航を行った時間をいう。以下同じ。）（飛行機について操縦者の資格を有するときは</p>

、構造上、一人の操縦者で操縦することができる飛行機による機長以外の操縦者としての飛行時間（特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する飛行機にあつては、当該特定の方法又は方式による飛行時間を除く。）についてはその二分の一（自家用操縦士にあつては、五十時間を限度とする。）を算入するものとし、滑空機、回転翼航空機又は飛行船のいずれかについて操縦者の資格を有するときは、その機長としての飛行時間の三分の一又は二百時間のうちいずれか少ない時間を充当することができる。）を有すること。

イ 百時間以上の野外飛行を含む二百五十時間（機長の監督の下に行う機長見習業務としての飛行時間を有するときは、当該時間（百八十時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）

以上の機長としての飛行又は百時間以上の野外飛行を含む五百時間以上の機長の監督の下に行う機長見習業務としての飛行

ロくニ (略)

二 回転翼航空機について技能証明を受けようとする場合

回転翼航空機による次に掲げる飛行を含む千時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（百時間

、飛行機による機長以外の操縦者としての飛行時間についてはその二分の一（自家用操縦士にあつては、五十時間を限度とする。）を算入するものとし、滑空機、回転翼航空機又は飛行船のいずれかについて操縦者の資格を有するときは、その機長としての飛行時間の三分の一又は二百時間のうちいずれか少ない時間を充当することができる。）を有すること。

イ 百時間以上の野外飛行を含む二百五十時間（機長の監督の下に行う機長見習業務としての飛行時間を有するときは、当該時間（百五十時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）

以上の機長としての飛行

ロくニ (略)

二 回転翼航空機について技能証明を受けようとする場合

回転翼航空機による次に掲げる飛行を含む千時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（百時間

を限度とする。ただし、飛行訓練装置に係る時間にあつては、二十五時間を限度とする。)を減じた時間とすることができる。)以上の飛行時間(回転翼航空機について操縦者の資格を有するときは、構造上、一人の操縦者で操縦することができる回転翼航空機による機長以外の操縦者としての飛行時間(特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する回転翼航空機にあつては、当該特定の方法又は方式による飛行時間を除く。))についてはその二分の一(自家用操縦士にあつては、五十時間を限度とする。)を算入するものとし、飛行機、滑空機又は飛行船のいずれかについて操縦者の資格を有するときは、飛行機による操縦者としての飛行時間(飛行機による機長以外の操縦者としての飛行時間についてはその二分の一(自家用操縦士にあつては、五十時間を限度とする。)を限度とする。)若しくは二百時間のうちいづれか少ない時間又は滑空機若しくは飛行船による機長としての飛行時間の三分の一若しくは二百時間のうちいづれか少ない時間のうちいづれかを充当することができる。)を有すること。

イ 百時間以上の野外飛行を含む二百五十時間(機長の監督の下に行う機長見習業務としての飛行時

を限度とする。ただし、飛行訓練装置に係る時間にあつては、二十五時間を限度とする。)を減じた時間とすることができる。)以上の飛行時間(回転翼航空機について操縦者の資格を有するときは、回転翼航空機による機長以外の操縦者としての飛行時間についてはその二分の一(自家用操縦士にあつては、五十時間を限度とする。)を算入するものとし、飛行機、滑空機又は飛行船のいずれかについて操縦者の資格を有するときは、飛行機による操縦者としての飛行時間(飛行機による機長以外の操縦者としての飛行時間についてはその二分の一(自家用操縦士にあつては、五十時間を限度とする。)を限度とする。)若しくは二百時間のうちいづれか少ない時間又は滑空機若しくは飛行船による機長としての飛行時間の三分の一若しくは二百時間のうちいづれか少ない時間のうちいづれかを充当することができる。)を有すること。

イ 百時間以上の野外飛行を含む二百五十時間(機長の監督の下に行う機長見習業務としての飛行時

間を有するときは、当該時間（百八十時間）を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）

以上の機長としての飛行

ロクニ（略）

三 飛行船について技能証明を受けようとする場合

飛行船による次に掲げる飛行を含む千時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（百時間を限度とする。ただし、飛行訓練装置に係る時間にあつては、二十五時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行時間（飛行船については、構造上、一人の操縦者で操縦することができる飛行船による機長以外の操縦者としての飛行時間（特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する飛行船にあつては、当該特定の方法又は方式による飛行時間を除く。）についてはその二分の一（自家用操縦士にあつては、五十時間を限度とする。）を算入するものとし、飛行機、滑空機又は回転翼航空機のいずれかについて操縦者の資格を有するときは、飛行機による操縦者としての飛行時間（飛行機による機長以外の操縦者としての飛行時間についてはその二分の一（自家用操縦士にあつては、五十時間を限度とする。）を限度とする。）若しくは二

間を有するときは、当該時間（百五十時間）を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）

以上の機長としての飛行

ロクニ（略）

三 飛行船について技能証明を受けようとする場合

飛行船による次に掲げる飛行を含む千時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（百時間を限度とする。ただし、飛行訓練装置に係る時間にあつては、二十五時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行時間（飛行船については、構造上、一人の操縦者で操縦することができる飛行船による機長以外の操縦者としての飛行時間についてはその二分の一（自家用操縦士にあつては、五十時間を限度とする。）を算入するものとし、飛行機、滑空機又は回転翼航空機のいずれかについて操縦者の資格を有するときは、飛行機による操縦者としての飛行時間（飛行機による機長以外の操縦者としての飛行時間についてはその二分の一（自家用操縦士にあつては、五十時間を限度とする。）を算入するものとし、滑空機又は回転翼航空機のいずれか少ない時間又は滑空機若しくは回転翼航空機による機長としての飛行時間の三分の一若しくは二百時間のうちいずれか少ない時間のうちいずれかを充当することができる。）を

	<p>事業用操縦士</p> <p>百時間のうちいずれか少ない時間又は滑空機若しくは回転翼航空機による機長としての飛行時間の三分の一若しくは二百時間のうちいずれか少ない時間のうちいずれかを充当することができる。)を有すること。</p> <p>イ〜ニ (略)</p>
	<p>事業用操縦士</p> <p>一 飛行機について技能証明を受けようとする場合 飛行機による次に掲げる飛行を含む二百時間(模擬飛行時間を有するときは、当該時間(十時間を限度とする。)を減じた時間とすることができる。)</p> <p>以上の飛行時間(飛行機について操縦者の資格を有するときは、<u>構造上、一人の操縦者で操縦すること</u>ができる飛行機による機長以外の操縦者としての飛行時間(特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する飛行機にあつては、当該特定の方法又は方式による飛行時間を除く。))についてはその二分の一又は五十時間のうちいずれか少ない時間を算入するものとし、滑空機、回転翼航空機又は飛行船のいずれかについて操縦者の資格を有するときは、その機長としての飛行時間の三分の一又は五十時間のうちいずれか少ない時間を充当することができる。)を有すること又は独立行政法人航空大学校、国土交通省航空大学校、運輸省</p>
	<p>事業用操縦士</p> <p>有すること。</p> <p>イ〜ニ (略)</p>
	<p>事業用操縦士</p> <p>一 飛行機について技能証明を受けようとする場合 飛行機による次に掲げる飛行を含む二百時間(模擬飛行時間を有するときは、当該時間(十時間を限度とする。)を減じた時間とすることができる。)</p> <p>以上の飛行時間(飛行機について操縦者の資格を有するときは、<u>飛行機による機長以外の操縦者としての飛行時間</u>についてはその二分の一又は五十時間のうちいずれか少ない時間を算入するものとし、滑空機、回転翼航空機又は飛行船のいずれかについて操縦者の資格を有するときは、その機長としての飛行時間の三分の一又は五十時間のうちいずれか少ない時間を充当することができる。)を有すること又は独立行政法人航空大学校、国土交通省航空大学校、運輸省航空大学校若しくは指定航空従事者養成施設において次に掲げる飛行を含む百五十時間(模擬飛行時間を有するときは、当該時間(十時間を限度とする。)を減じた時間とすることができる。)以上</p>

航空大学校若しくは指定航空従事者養成施設において飛行機による次に掲げる飛行を含む百五十時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（十時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行訓練を受けたこと。

イ 百時間（准定期運送用操縦士の資格を有する場合にあつては、七十時間（機長の監督の下に行う機長見習業務としての飛行時間を有するときは、当該時間（六十時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。））、独立行政法人航空大学校、国土交通省航空大学校、運輸省航空大学校又は指定航空従事者養成施設における飛行訓練を受けた場合にあつては、七十時間）以上の機長としての飛行

ロ 出発地点から五百四十キロメートル以上の飛行で、中間において二回以上の生地着陸をするものを含む二十時間（准定期運送用操縦士の資格を有する者が機長の監督の下に行う機長見習業務としての野外飛行の時間を有するときの当該時間（十時間を限度とする。）又は回転翼航空機若しくは飛行船による機長としての野外飛行の時間を有するときの当該時間（六時間を限度とし、このうち飛行船に係るものについては三時間を限度とする

の飛行訓練を受けたこと。

イ 百時間（独立行政法人航空大学校、国土交通省航空大学校、運輸省航空大学校又は指定航空従事者養成施設における飛行訓練を受けた場合にあつては、七十時間）以上の機長としての飛行

ロ 出発地点から五百四十キロメートル以上の飛行で、中間において二回以上の生地着陸をするものを含む二十時間以上の機長としての野外飛行（六時間以内は、回転翼航空機又は飛行船によるものをもつて充当することができる。ただし、飛行船によるものについては、三時間を限度とする。）

。のうちいずれかを減じた時間とすることができ  
きる。)

ハ・ニ (略)

二 (略)

三 回転翼航空機について技能証明を受けようとする  
場合

回転翼航空機による次に掲げる飛行を含む百五十  
時間(模擬飛行時間を有するときは、当該時間(十  
時間を限度とする。)を減じた時間とすることがで  
きる。)以上の飛行時間(回転翼航空機について操  
縦者の資格を有するときは、構造上、一人の操縦者  
で操縦することができる回転翼航空機による機長以  
外の操縦者としての飛行時間(特定の方法又は方式  
により飛行する場合に限りその操縦のために二人を  
要する回転翼航空機にあつては、当該特定の方法又  
は方式による飛行時間を除く。))についてはその二  
分の一又は五十時間のうちいずれか少ない時間を算  
入するものとし、飛行機、滑空機又は飛行船につい  
て操縦者の資格を有するときは、飛行機による操縦  
者としての飛行時間(飛行機による機長以外の操縦  
者としての飛行時間についてはその二分の一(自家  
用操縦士にあつては、五十時間を限度とする。))を  
限度とする。)若しくは百時間のうちいずれか少な

ハ・ニ (略)

二 (略)

三 回転翼航空機について技能証明を受けようとする  
場合

回転翼航空機による次に掲げる飛行を含む百五十  
時間(模擬飛行時間を有するときは、当該時間(十  
時間を限度とする。)を減じた時間とすることがで  
きる。)以上の飛行時間(回転翼航空機について操  
縦者の資格を有するときは、回転翼航空機による機  
長以外の操縦者としての飛行時間についてはその二  
分の一又は五十時間のうちいずれか少ない時間を算  
入するものとし、飛行機、滑空機又は飛行船につい  
て操縦者の資格を有するときは、飛行機による操縦  
者としての飛行時間(飛行機による機長以外の操縦  
者としての飛行時間についてはその二分の一(自家  
用操縦士にあつては、五十時間を限度とする。))を  
限度とする。)若しくは百時間のうちいずれか少な  
い時間又は滑空機若しくは飛行船による機長として  
の飛行時間の三分の一若しくは五十時間のうちい  
れか少ない時間のうちいずれかを充当することがで  
きる。)を有すること又は独立行政法人航空大学校

い時間又は滑空機若しくは飛行船による機長としての飛行時間の三分の一若しくは五十時間のうちいずれか少ない時間のうちいずれかを充当することができる。)を有すること又は独立行政法人航空大学校、国土交通省航空大学校、運輸省航空大学校若しくは指定航空従事者養成施設において回<sup>レ</sup>転翼航空機による次に掲げる飛行を含む百時間以上の飛行訓練(五十時間以内は飛行機によるものをもつて充当することができ、模擬飛行時間を有するときは、当該時間(十時間を限度とする。)を充当することができる。)を受けたこと。

イ<sup>レ</sup>ホ (略)

四 飛行船について技能証明を受けようとする場合

飛行船による次に掲げる飛行を含む二百時間(模擬飛行時間を有するときは、当該時間(十時間を限度とする。))を減じた時間とすることができる。)以上の飛行時間(飛行船について操縦者の資格を有するときは、構造上、一人の操縦者で操縦することができる飛行船による機長以外の操縦者としての飛行時間(特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する飛行船にあつては、当該特定の方法又は方式による飛行時間を除く。))についてはその二分の一又は五十時間のうちい

、国土交通省航空大学校、運輸省航空大学校若しくは指定航空従事者養成施設において次に掲げる飛行を含む百時間以上の飛行訓練(五十時間以内は飛行機によるものをもつて充当することができ、模擬飛行時間を有するときは、当該時間(十時間を限度とする。))を充当することができる。)を受けたこと。

イ<sup>レ</sup>ホ (略)

四 飛行船について技能証明を受けようとする場合

飛行船による次に掲げる飛行を含む二百時間(模擬飛行時間を有するときは、当該時間(十時間を限度とする。))を減じた時間とすることができる。)以上の飛行時間(飛行船について操縦者の資格を有するときは、飛行船による機長以外の操縦者としての飛行時間についてはその二分の一又は五十時間のうちいずれか少ない時間を算入するものとし、飛行機、滑空機又は回<sup>レ</sup>転翼航空機について操縦者の資格を有するときは、飛行機による操縦者としての飛行時間(飛行機による機長以外の操縦者としての飛行

ずれか少ない時間を算入するものとし、飛行機、滑空機又は回転翼航空機について操縦者の資格を有するときは、飛行機による操縦者としての飛行時間（飛行機による機長以外の操縦者としての飛行時間）についてはその二分の一（自家用操縦士にあつては、五十時間を限度とする。）を限度とする。）若しくは百時間のうちいずれか少ない時間又は滑空機若しくは回転翼航空機による機長としての飛行時間の三分の一若しくは五十時間のうちいずれか少ない時間のうちいずれかを充当することができる。）を有すること。

イ 二十回以上の離陸及び着陸を含む五十時間以上の機長としての飛行

ロ 出発地点から百八十キロメートル以上の飛行で、中間において二回以上の生地着陸をするものを含む十時間以上の野外飛行（三時間以内は、飛行機又は回転翼航空機によるものをもつて充当することができる。）

ハ 十時間以上の夜間の飛行（四時間以内は、飛行機又は回転翼航空機によるものをもつて充当することができる。）

ニ 十時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（五時間を限度とする。）を減じた時間とする

時間についてはその二分の一（自家用操縦士にあつては、五十時間を限度とする。）を限度とする。）若しくは百時間のうちいずれか少ない時間又は滑空機若しくは回転翼航空機による機長としての飛行時間の三分の一若しくは五十時間のうちいずれか少ない時間のうちいずれかを充当することができる。）を有すること。

イ 二十回以上の離陸及び着陸を含む五十時間以上の機長としての飛行

ロ 出発地点から百八十キロメートル以上の飛行で、中間において二回以上の生地着陸をするものを含む十時間以上の野外飛行（三時間以内は、飛行機又は回転翼航空機によるものをもつて充当することができる。）

ハ 十時間以上の夜間の飛行（四時間以内は、飛行機又は回転翼航空機によるものをもつて充当することができる。）

ニ 十時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（五時間を限度とする。）を減じた時間とする

	<p>ことができる。)以上の計器飛行(三時間以内は、飛行機又は回転翼航空機によるものをもって充当することができる。)</p>
<p>自家用操縦士</p>	<p>一 飛行機について技能証明を受けようとする場合 飛行機による次に掲げる飛行を含む四十時間(模擬飛行時間を有するときは、当該時間(五時間を限度とする。)を減じた時間とすることができる。) 以上の飛行時間(滑空機、回転翼航空機又は飛行船について操縦者の資格を有する場合は、自家用操縦士の資格を有するときは、その機長としての飛行時間の三分の一若しくは十時間のうちいずれか少ない時間又は定期運送用操縦士若しくは事業用操縦士の資格を有するときは、その機長としての飛行時間の二分の一若しくは二十時間のうちいずれか少ない時間のうちいずれかを充当することができる。)を有すること又は独立行政法人航空大学校若しくは指定航空従事者養成施設において飛行機による次に掲げる飛行を含む三十五時間(模擬飛行時間を有するときは、当該時間(五時間を限度とする。)を減じた時間とすることができる。)以上の飛行訓練を受けたこと。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 (略)</p>
	<p>ことができる。)以上の計器飛行(三時間以内は、飛行機又は回転翼航空機によるものをもって充当することができる。)</p>
<p>自家用操縦士</p>	<p>一 飛行機について技能証明を受けようとする場合 飛行機による次に掲げる飛行を含む四十時間(模擬飛行時間を有するときは、当該時間(五時間を限度とする。)を減じた時間とすることができる。) 以上の飛行時間(滑空機、回転翼航空機又は飛行船について操縦者の資格を有する場合は、自家用操縦士の資格を有するときは、その機長としての飛行時間の三分の一若しくは十時間のうちいずれか少ない時間又は定期運送用操縦士若しくは事業用操縦士の資格を有するときは、その機長としての飛行時間の二分の一若しくは二十時間のうちいずれか少ない時間のうちいずれかを充当することができる。)を有すること。</p> <p>イ〜ハ (略)</p> <p>二 (略)</p>

<p>士 准定期運送用操縦</p>	
<p>四 (略)</p> <p>独立行政法人航空大学校又は指定航空従事者養成施設において飛行機による次に掲げる飛行を含む二百四十時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間を減じた時間とすることができる。）以上の飛行訓練を受けたこと。</p> <p>一 次に掲げる飛行を含む三十五時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（五時間を限度とする。</p>	<p>三 回転翼航空機について技能証明を受けようとする場合</p> <p>回転翼航空機による次に掲げる飛行を含む四十時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（五時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行時間（十五時間以内は、飛行機について自家用操縦士の技能証明を受けようとする場合の飛行経歴をもつて充当することができる。）を有すること又は独立行政法人航空大学校若しくは指定航空従事者養成施設において回転翼航空機による次に掲げる飛行を含む三十五時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（五時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行訓練を受けたこと。</p> <p>イ、ニ（略）</p>
<p>四 (略)</p> <p>イ、ニ（略）</p>	<p>三 回転翼航空機について技能証明を受けようとする場合</p> <p>回転翼航空機による次に掲げる飛行を含む四十時間（模擬飛行時間を有するときは、当該時間（五時間を限度とする。）を減じた時間とすることができる。）以上の飛行時間（十五時間以内は、飛行機について自家用操縦士の技能証明を受けようとする場合の飛行経歴をもつて充当することができる。）を有すること。</p>



二等航空運航整備士	(略)
航空工場整備士	(略)
計器飛行証明	(略)
操縦教育証明	操縦者の資格(准定期運送用操縦士の資格を除く。) に係る技能証明及び事業用操縦士の場合の経歴を有すること。

別表第三(第四十六条、第四十六条の二関係)

学科試験の科目

資格又は証明	技能証明の限定をし ようとする航空機の 種類若しくは等級又 は業務の種類	科目
定期運送用操縦士	飛行機、回転翼航空 機又は飛行船	一・二 (略) 三 空中航法 イ (略) ロ、ニ (略) 四・五 (略)
事業用操縦士	(略)	(略)
家用操縦士	(略)	(略)
准定期運送用操縦	飛行機	一 航空工学

二等航空運航整備士	(略)
航空工場整備士	(略)
計器飛行証明	(略)
操縦教育証明	操縦者の資格に係る技能証明及び事業用操縦士の場 合の経歴を有すること。

別表第三(第四十六条、第四十六条の二関係)

学科試験の科目

資格又は証明	技能証明の限定をし ようとする航空機の 種類若しくは等級又 は業務の種類	科目
定期運送用操縦士	飛行機、回転翼航空 機又は飛行船	一・二 (略) 三 空中航法 イ (略) ロ 天文に関する一般知識 ハ、ホ (略) 四・五 (略)
事業用操縦士	(略)	(略)
家用操縦士	(略)	(略)

- イ 飛行理論に関する一般知識
  - ロ 飛行機の構造及び機能に関する一般知識
  - ハ 飛行機用発動機及びプロペラに関する一般知識
  - ニ 飛行機用計測器その他の装備品に関する一般知識
  - ホ 積載及び重量配分の基本原則並びにその飛行に及ぼす影響
- 二 航空気象
- イ 天気図（上層天気図を含む。）の解説及び分析に必要な知識
  - ロ 気象観測法及び航空気象通報式（機上通報を含む。）の概要
  - ハ 前線及び雲に関する一般知識並びに飛行機の運航に影響を及ぼす擾乱流、着氷、空電及び霧その他の視程障害現象に関する知識
- 三 空中航法

航空英語能力証明	航空工場整備士	航空整備士	士又は二等航空運 一等航空運航整備	は二等航空整備士	一等航空整備士又	航空通信士	航空機関士	二等航空士	一等航空士	
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	イ 地文航法、推測航法、無線 航法及び自蔵航法 ロ 飛行計画の作成に必要な知 識 ハ 運航方式に関する一般知識 ニ 人間の能力及び限界に関す る一般知識 四 航空通信（概要） 航空通信に関する一般知識 五 航空法規 イ 国内航空法規 ロ 国際航空法規（概要）

航空英語能力証明	航空工場整備士	航空整備士	士又は二等航空運 一等航空運航整備	は二等航空整備士	一等航空整備士又	航空通信士	航空機関士	二等航空士	一等航空士	
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

計器飛行証明	(略)
操縦教育証明	(略)

実地試験の科目

資格又は証明	技能証明の限定をし ようとする航空機の 種類若しくは等級又 は業務の種類	科目
定期運送用操縦士	(略)	(略)
事業用操縦士	(略)	(略)
自家用操縦士	(略)	(略)
准定期運送用操縦士	飛行機	定期運送用操縦士の項飛行機の項 の科目
一等航空士	(略)	(略)
二等航空士	(略)	(略)
航空機関士	(略)	(略)
航空通信士	(略)	(略)
一等航空整備士又 は二等航空整備士	(略)	(略)
一等航空運航整備 士又は二等航空運 航整備士	(略)	(略)
航空工場整備士	(略)	(略)

計器飛行証明	(略)
操縦教育証明	(略)

実地試験の科目

資格又は証明	技能証明の限定をし ようとする航空機の 種類若しくは等級又 は業務の種類	科目
定期運送用操縦士	(略)	(略)
事業用操縦士	(略)	(略)
自家用操縦士	(略)	(略)
一等航空士	(略)	(略)
二等航空士	(略)	(略)
航空機関士	(略)	(略)
航空通信士	(略)	(略)
一等航空整備士又 は二等航空整備士	(略)	(略)
一等航空運航整備 士又は二等航空運 航整備士	(略)	(略)
航空工場整備士	(略)	(略)

航空英語能力証明	(略)	(略)
計器飛行証明	(略)	(略)
操縦教育証明	(略)	(略)

第19号の8様式(第50条の10関係) (日本工業規格A4)

【別添参照】

第19号の9様式(第50条の10関係) (日本工業規格A4)

【別添参照】

第20号様式(第25条関係)

定期運送用操縦士の技能証明書

(略)

事業用操縦士の技能証明書

(略)

自家用操縦士の技能証明書

(略)

准定期運送用操縦士の技能証明書

【別添参照】

一等航空士の技能証明書

航空英語能力証明	(略)	(略)
計器飛行証明	(略)	(略)
操縦教育証明	(略)	(略)

(新設)

(新設)

第20号様式(第25条関係)

定期運送用操縦士の技能証明書

(略)

事業用操縦士の技能証明書

(略)

自家用操縦士の技能証明書

(略)

(新設)

一等航空士の技能証明書

---

(略)

二等航空士の技能証明書

(略)

航空通信士の技能証明書

(略)

航空機関士の技能証明書

(略)

一等航空整備士の技能証明書

(略)

二等航空整備士の技能証明書

(略)

一等航空運航整備士の技能証明書

(略)

二等航空運航整備士の技能証明書

(略)

---

(略)

二等航空士の技能証明書

(略)

航空通信士の技能証明書

(略)

航空機関士の技能証明書

(略)

一等航空整備士の技能証明書

(略)

二等航空整備士の技能証明書

(略)

一等航空運航整備士の技能証明書

(略)

二等航空運航整備士の技能証明書

(略)

---

航空工場整備士の技能証明書

(略)

技能証明書 (限定事項関係)

(略)

技能証明書 (計器飛行証明関係)

(略)

技能証明書 (操縦教育証明関係)

【別添参照】

航空工場整備士の技能証明書

(略)

技能証明書 (限定事項関係)

(略)

技能証明書 (計器飛行証明関係)

(略)

技能証明書 (操縦教育証明関係)

11. 技能証明書—操縦教育証明 第 号

Flight Instructor Rating CERT. NO.

氏名

Name

航空機の操縦の教育の技能のあることを証明する。

This certifies the competence for flight instruction of aircraft.

年 月 日

Date of Issue

国土交通大臣 印

Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

操縦の教育を行うことができる航空機の種類  
CAT.

証明番号 第 号 取得日 年 月 日

Instructor CERT. NO. Date of Issue

備考

- 1 大きさは、縦5. 8センチメートル、横8. 8センチメートルとする。
- 2 証明書の色は、白色とする。

(添付)

技能証明書 (特定操縦技能審査等関係)

【別添参照】







<p><u>第28号の7様式 (第162条の9 関係)</u></p> <p>【別添参照】</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第28号の8様式 (第162条の13関係)</u></p> <p>【別添参照】</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第28号の9様式 (第162条の17関係) (日本工業規格A4)</u></p> <p>【別添参照】</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第30号様式 (第239条関係)</u></p> <p>【別添参照】</p>	<p><u>第30号様式 (第239条関係)</u></p> <p>【別添参照】</p>
<p>第31号様式 (第239条の3 関係)</p> <p>【別添参照】</p>	<p>第31号様式 (第239条の3 関係)</p> <p>【別添参照】</p>